

大阪市立社会福祉センター施設内壁面広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

1. 施設の概要

- (1) 名称
大阪市立社会福祉センター
- (2) 所在地
大阪市天王寺区東高津町 12 番 10 号（住居表示）
- (3) 開館時間
月曜日～土曜日 午前 9 時 00 分～午後 8 時 30 分
※日曜日、祝日、休日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は休館日です。
- (4) 年間利用者数
入館団体関係者のほか貸し会議室の利用者数、令和 5 年度は延べ約 4 万 5 千人、令和 4 年度は延べ約 3 万人、令和 3 年度は延べ約 3 万 1 千人
- (5) 施設案内
大阪市社会福祉センターホームページをご覧ください。
<https://osaka-fukushi.net/>

2. 募集内容

- (1) 募集する広告の種類
ポスター B2 サイズ（縦 728mm×横 515mm）まで
※ポスターフレーム等を使用する場合は、本市と協議のうえ、広告掲載者の負担で設置してください。
※広告掲載箇所付近に、次の文章を表記します。
「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」
- (2) 募集枠数
5 枠（物件番号 ①～⑤）
※1 枠単位で申し込むことができます。
※物件番号④については、令和 6 年度に掲出実績があります。
- (3) 掲出場所（別紙 1 レイアウト図参照）
 - ・物件番号① 1 階管理事務室前
 - ・物件番号② 1 階第 7 会議室横
 - ・物件番号③ 3 階第 1 会議室前
 - ・物件番号④ エレベーター内壁面（各エレベーター1 か所）
 - ・物件番号⑤ エレベーター内壁面（各エレベーター1 か所）
- (4) 掲出期間
 - ・令和 7 年 4 月 1 日（火曜日）から令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）まで（12 ヶ月間）。
 - ・広告掲載者の希望により 1 か月単位で申し込むことができます。
 - ・月単位は、各月初日から末日までとし、月途中から掲出した場合も 1 月あたりの広告料とします（日割り計算は行いません）。※行政財産広告掲出許可期間については最長 1 年間となるため、毎年更新手続きが必要となります（更新は最長 5 年間）

(5) 広告料

- ・ 物件番号①②③ 1 枠 1 か月あたり 3,000 円 (税込)
- ・ 物件番号④⑤ 1 枠 1 か月あたり 6,000 円 (税込)

※この広告には、大阪市広告事業協力広告代理店制度が適用されます。協力広告代理店が本市に納付する広告料は、上記の額から別に定める料率により算定した額を控除した額とします。

3. 掲載できない広告

大阪市立社会福祉センター行政財産広告掲出要領第 2 条及び第 3 条の各号に該当するもの

4. 応募資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者でないこと
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと
- (3) 大阪市税の滞納がないこと
- (4) 大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと

5. 申込み方法等

(1) 申込受付期間

- ・ 令和 7 年 2 月 28 日 (金曜日) 午前 9 時 30 分から令和 8 年 1 月 30 日 (金曜日) 午後 5 時 00 分まで、先着順で申し込みを受け付けます。
- ・ 開始時刻の午前 9 時 30 分に複数の申込みがある場合は、同着とし、抽選を行います。
- ・ 受付時間は、平日の午前 9 時 30 分～12 時 15 分、午後 1 時～午後 5 時 00 分までとし、土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日) は受け付けを行いません。
- ・ 広告の空き枠状況は、随時お問合せください

(2) 申込み方法

大阪市立社会福祉センター広告掲出申込書 (別紙 2) をダウンロードして、必要事項をご記入のうえ、広告原稿 (A 4 サイズ) と共に下記の受付場所まで持参、送付又は E-mail (件名を「【管財担当あて】大阪市立社会福祉センター広告申込」として) により申込ください。電話、ファックスによる受付は行いません。

※申込みにあたっては、大阪市立社会福祉センター行政財産広告掲出要領を必ず参照してください。

[受付場所]

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 (大阪市役所 2 階)

大阪市福祉局総務部経理・企画課管財グループ 広告担当

[E-mail] fa0018@city.osaka.lg.jp

(3) 広告掲出者の決定方法

掲出枠ごとに先着順で申し込みを受け付け、大阪市立社会福祉センター行政財産広告掲出要領に基づき、申込内容を審査のうえ、広告掲出者を決定します。

審査の結果については、本市ホームページで公表します。

(4) 決定通知

申込みをされた方には、大阪市から、掲出または非掲出の大阪市立社会福祉センター広告掲出決定通知書が届きます。

(5) 広告掲出者の手続き

- ① 広告掲出決定通知書を受け取られましたら、本市が指定する期限までに、大阪市立社会福祉センター広告掲出許可申請書（別紙 3）により広告掲出許可の申請をしていただきます。なお、掲出許可は大阪市立社会福祉センター広告掲出申込書に記載された名義で行います。
- ② 大阪市立社会福祉センター広告掲出許可書を受け取られた後、納入通知書にて広告料金を納めていただきます。
- ③ 掲出する広告を本市が指定する期限までに、大阪市福祉局総務部経理・企画課管財グループ広告担当に提出していただきます。
- ④ 広告掲出者において広告の掲出作業を行っていただきます。
- ⑤ 掲出した広告の内容等を変更するときは、変更の 14 日前までに、大阪市立社会福祉センター広告掲出変更許可申請書（別紙 4）により変更の申請をしてください。
- ⑥ 大阪市立社会福祉センター広告掲出変更許可書を受け取られた後、広告掲出者において広告の掲出変更作業を行っていただきます。

6. 募集に関する問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20（大阪市役所 2 階）
大阪市福祉局総務部経理・企画課管財グループ 広告担当
電話番号：06-6208-7931